

## 第3回 戦没者遺骨鑑定センター運営会議

### 議事次第

日時：令和3年6月16日（水）10:30～11:30

開催方法：Web 開催

#### 1 開会

#### 2 議題

- ・遺骨鑑定の状況及び今後の進め方等について
- ・遺骨収集事業の取組状況等について
- ・その他

#### 3 閉会

#### 【配付資料】

資料 1：遺骨鑑定の状況及び今後の進め方等について

資料 2：戦没者の遺骨収集事業の概要

参考資料 1：戦没者遺骨鑑定センター運営会議等の開催について

参考資料 2：令和2年度委託事業（次世代シーケンサ）について

参考資料 3：令和3年度援護関係予算等の主要事項

# 遺骨鑑定の状況及び今後の進め方等について

## 1. 身元特定DNA鑑定会議について

### 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の実施状況

- 収容した戦没者遺骨については、遺留品等から身元が判明した場合には遺族に返還している。平成15年度より、遺留品や埋葬記録等から遺族を推定できる場合などであって遺族が希望する場合は身元特定のためのDNA鑑定を実施し、本年3月末までに、1,200件の身元が判明した。
- また、遺留品や埋葬地記録等の手掛かり情報がある場合は限られていることから、平成29年度より、沖縄県で収容された戦没者遺骨について、広報を通じて戦没者の遺族と思われる方からの身元特定のためのDNA鑑定の申請を募り、手掛かり情報がない場合であっても、身元特定のためのDNA鑑定を試行的に実施している。
- 昨年4月からは、硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁で収容された手掛かり情報がない戦没者遺骨についても、公募により身元特定のためのDNA鑑定を実施し、昨年8月及び9月にキリバス共和国の戦没者遺骨2柱について、12月に硫黄島の戦没者遺骨2柱について、それぞれ遺族との間で身元が特定された。この結果を踏まえ、手掛かり情報がない遺骨について身元特定のためのDNA鑑定を地域を限定せずに、公募により実施する（本年10月を目途に受付を開始する）方針を本年2月に公表した。
- 令和2年度は5回開催。令和3年度は第1回目の会議を6月22日に開催。

## 2. 所属集団判定会議について

### < 遺骨鑑定の状況 >

所属集団の推定については、検体ごとにSTR型を基本としたDNA分析結果を踏まえた判断を行い、当該検体が埋葬されていた場所の状況（埋葬地名簿や部隊記録等から日本人以外が含まれていない等）の判断を加味して、「日本人の遺骨である」「日本人の遺骨である可能性が低い」「次世代シーケンサによるSNP分析でさらに所属集団の推定を行う」のいずれかの判定を実施。本年3月末までに、999件の判定を行った。

その結果の内訳は「日本人の遺骨である」が829件、「日本人の遺骨である可能性が低い」が40件（1）、「判定不能」が130件（2）となっている。

1 「日本人の遺骨である可能性が低い」40件については返還に向け相手国と協議中。

2 「判定不能」130件については、今後、次世代シーケンサによるSNP分析を実施する予定。

- 令和2年度は4回開催。令和3年度は第1回目の会議を6月10日に開催。

以前に運営会議に報告したとおり、所属集団判定会議DNA鑑定分科会を、月2回程度開催し、1回に5埋葬地程度、150検体程度の判定にむけた整理を行っている。

また、所属集団判定会議を3ヶ月に1回程度開催し、それまでにDNA鑑定分科会にて議論されたものの判定を行っている。

(既に収集してDNAデータ(STR分析)のある遺骨(約8600件)については、令和2年度から3年程度でデータベースを参照した判定を終えることを目指している。)

なお、新たに検体のみを持ち帰った遺骨について、DNA分析(STR分析)の結果が出次第、優先して判定を行うこととしている。

### **3. 令和2年度委託事業(次世代シーケンサ)について**

次世代シーケンサによるSNP分析は、これまで戦没者の遺骨を用いて実施した例がなく、令和2年度の委託事業が初めてであり、判定の有効性を確認するためには、さらなる検証が必要である。令和3年度も委託事業を実施しており、その結果も踏まえて、センター運営会議において議論を行った上で結論を出していくことが重要である。

### **4. 同位体比分析の活用に係る検討会について**

#### **< 同位体比分析活用への取組状況等 >**

戦没者遺骨収集において収集した遺骨の年代測定・所属集団判定のために同位体比分析を活用する具体的な方法や、活用にあたっての課題等を議論・検討を行うべく、令和3年4月12日に大臣官房審議官(援護担当)の下で、「第1回戦没者遺骨収集における同位体比分析の活用に係る検討会を開催した。今後も開催予定。

- 今後議論いただく課題は次のとおり。
  - ・戦没者遺骨の鑑定プロセス(所属集団判定)への適用の検討
  - ・戦没者遺骨の同位体比分析の体制のあり方と担い手の育成
  - ・国内関係機関等(DPAAを含む)との連携体制

### **5. 戦没者遺骨鑑定センターへの分析施設の設置について**

収集した遺骨のSTR型を基本とした分析等を加速化するため、既にDNA鑑定を委託している鑑定機関(大学)の他に、厚生労働省自らがDNA分析(STR分析)・DNA鑑定を行えるよう、現在分析施設の設置に向けた検討を進めている。

DNA鑑定の実施状況  
(令和3年3月末現在)

検体数 12,380 <sup>1</sup>	DNA抽出済み 11,406	身元が判明し遺族に返還した遺骨 1,200 <sup>2</sup>	
		日本人の遺骨であることの確認状況	日本人の遺骨 829 ・所属集団判定会議における判定 829件
			日本人である可能性が低い遺骨 500 ・所属集団判定会議における判定 40件 ・専門技術チーム報告書において指摘されたもの 460件 <sup>3</sup>
			次世代シーケンサにて更なる分析を行う遺骨 371 ・所属集団判定会議において更なる分析が必要とされたもの 130件 ・専門技術チーム報告書において指摘されたもの 241件 <sup>4</sup>
			今後、所属集団の判定を行う予定 8,506
DNA未抽出(今後実施予定) 974			

1 平成11年度以降、身元特定のために持ち帰った検体の総数。

2 身元が判明し、今後、遺族へ引き渡す予定のものを含む。

3 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」(令和2年3月25日)において、日本人を主体とした埋葬地ではないとされたロシア7事例

4 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」(令和2年3月25日)において、一部日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入ったロシア2埋葬地、10検体の全てが日本人の可能性が低いとされたフィリピン1事例。「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘された事例について」(令和元年12月18日)において公表した、ロシア4事例、ミャンマー2事例、ツバル1事例。

## 地域別保管検体数

(令和3年3月末現在)

収集地域	検体数
旧ソ連	7,083
モンゴル	633
樺太	80
ノモンハン	112
硫黄島	618
沖縄	737
フィリピン	40
インドネシア	36
タイ	2
インド	4
ミャンマー	102

身元が特定され、ご遺族にお返ししたものを除く。  
 米国大使館等から受領し収集地域が不明のものは、  
 収集地域欄に「不明」と表記。

収集地域	検体数
東部ニューギニア	280
ビスマーク・ソロモン諸島	823
マリアナ諸島	241
パラオ諸島	101
マーシャル諸島	73
ギルバート諸島(タラワ)	171
ウエーク島	6
トラック諸島	20
メレヨン島(ウォーレアイ)	6
ツバル	1
不明	11
<b>合計</b>	<b>11,180</b>

**年度別身元特定のDNA鑑定の実績**  
(令和3年3月末現在)

年度	遺骨の鑑定数	遺族の鑑定数	(参考)鑑定機関数
平成28年度	318	481	11
平成29年度	202	191	11
平成30年度	330	397	11
令和元年度	768	502	12
令和2年度( 3 )	1,275	553	12

- 1: 鑑定数は依頼した年度に計上
- 2: 再鑑定の件数を含む
- 3: DNA抽出中のものを含む

## 遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定(試行的取組の結果)

遺留品等の手掛かり情報のない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定については、戦後70年以上を経てご遺族が高齢化されていることを踏まえ、試行的取組として、平成29年度より沖縄県、令和2年度からは硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁で収容された戦没者遺骨について公募により実施している。

### 【キリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁のご遺骨について】

- ・ キリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁にて収容された米国DPAA( )管理下のアジア系遺骨については、令和元年に米国DPAAより、DNA鑑定等のための検体の提供を受け、専門機関において、身元特定のためのDNA分析等を実施。 米国DPAA・・・米国国防総省捕虜・行方不明者調査局(Defense POW/MIA accounting Agency)
- ・ ご遺族から提供された検体と米国DPAAから提供された検体の照合を行ったところ、令和2年8月及び9月に2柱について日本人遺族との間に血縁関係があるとの結果が得られた。
- ・ 当該2柱のご遺骨については、ハワイのDPAA研究所に保管されていたところ、新型コロナウイルス感染症によるハワイへの渡航制限が緩和されたことから、令和2年11月27日に日本へ持ち帰り、令和3年2月にご遺族にお渡しした。

### 【硫黄島のご遺骨について】

- ・ ご遺族から提供された検体と硫黄島で収容された戦没者遺骨の検体の照合を行ったところ、令和2年12月に2柱について日本人遺族との間に血縁関係があるとの結果が得られた。
- ・ 令和3年2月に1柱、3月に1柱をご遺族にお渡しした。

## 遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を地域を限定せずに実施することについて

### 【これまでの経緯と現状】

戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定については、これまで遺留品等からご遺族が推定できる場合に、ご遺族からの申請に基づいて戦没者遺骨とのDNA鑑定を行い、判明した場合、ご遺骨を返還している。

戦後70年以上を経てご遺族が高齢化されていることを踏まえ、平成29年度より、沖縄県で収容された遺留品等の手掛かり情報のない戦没者遺骨について、試行的にDNA鑑定を公募により実施してきた。

また、令和2年4月から、試行的取組の対象を拡大し、硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁の戦没者遺骨についても、DNA鑑定を公募により実施している（その他の地域における実施については、試行的取組の結果を踏まえ検討することとしていたところ。）。

- その結果、令和2年8月及び9月に、キリバス共和国の戦没者遺骨計2柱について、ご遺族との間で身元が特定され、また、令和2年12月には、硫黄島の戦没者遺骨2柱について、ご遺族との間で身元が特定されたところ。

### 【令和3年2月5日に報道発表した今後の方針】

- 上記の結果を踏まえ、遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を地域を限定せずに、公募により実施することとし、令和3年10月を目途に受付を開始する。  
今後、鑑定体制の拡充等を進めた上で、申請方法の詳細については、令和3年8月から9月頃にお示しする予定。

### 【今後のスケジュール】

令和3年10月から受付を開始する。

10月の受付開始に向け、8月頃に厚生労働省から申請方法の詳細について報道発表を予定。  
本取組をご遺族に広くお知らせするため、8月にインターネット広告、9月に新聞広告の掲載を行うほか、日本遺族会の機関誌や地方自治体への広報誌への掲載依頼、ポスターやリーフレットの作成及び掲示・設置などの取組を行う予定。

## 第3回身元特定DNA鑑定会議 議事要旨

### <日時>

令和2年12月22日(火) 14:00~16:00

### <場所>

T K P新橋カンファレンスセンター 15階 ホール15C

### <出席者>

#### 【構成員】(五十音順)

梅津構成員、堤構成員、中村構成員、橋谷田構成員、福井構成員、水口構成員、山田構成員  
(Web会議) 浅村座長、浅利構成員、北川構成員、玉木構成員、松末構成員

#### 【事務局】

皆川事業課長、佐藤事業推進室長、橋本鑑定調整室長 他

### <議題>

- 1 鑑定結果について
- 2 その他

### <議事>

- 1 鑑定結果について

81件について鑑定を行った。

血縁関係の判定を行ったものが74件。このうち、血縁関係が確認できたものが9件。血縁関係が確認できなかったものが65件。

7件については、より精度を高めた分析、DNA型の追加検査等が必要とされ、今後再確認することとなった。

#### (参考)

今回鑑定した件数 81件

(1) 血縁関係の確認ができた件数 9件

(2) 血縁関係の確認ができなかった件数 65件

(3) 今後鑑定結果の再確認を行うこととした件数 7件

上記(1)の9件には硫黄島内で収容された遺骨(試行的取組)について鑑定を行った2件が含まれる。

- 2 その他

冒頭、座長の浅村構成員は、Webでの出席のため、座長は座長代理の山田構成員とすることが報告された。

# 第4回身元特定DNA鑑定会議 議事要旨

## <日時>

令和3年2月17日(水) 14:00～16:00

## <場所>

T K P新橋カンファレンスセンター 15階 ホール15C

## <出席者>

### 【構成員】(五十音順)

浅村座長、堤構成員、山田構成員、吉井構成員

(Web会議) 浅利構成員、梅津構成員、北川構成員、玉木構成員、橋谷田構成員、福井構成員、松末構成員、水口構成員

### 【事務局】

皆川事業課長、佐藤事業推進室長、橋本鑑定調整室長 他

## <議題>

- 1 鑑定結果について
- 2 その他

## <議事>

- 1 鑑定結果について  
28件について鑑定を行った。  
血縁関係の鑑定を行ったものが22件。このうち、血縁関係が確認できたものが4件。血縁関係が確認できなかったものが18件。  
6件については、より精度を高めた分析、DNA型の追加検査等が必要とされ、今後再確認することとなった。

### (参考)

- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| 今回鑑定した件数                 | 28件 |
| (1) 血縁関係の確認ができた件数        | 4件  |
| (2) 血縁関係の確認ができなかった件数     | 18件 |
| (3) 今後鑑定結果の再確認を行うこととした件数 | 6件  |
- 2 その他  
特記すべき事項なし。

# 第5回身元特定DNA鑑定会議 議事要旨

## <日時>

令和3年3月23日(火) 14:00～16:00

## <場所>

T K P新橋カンファレンスセンター 15階 ホール15C

## <出席者>

### 【構成員】(五十音順)

浅村座長、堤構成員、福井構成員、山田構成員、吉井構成員

(Web会議) 浅利構成員、梅津構成員、北川構成員、玉木構成員、中村構成員、橋谷田構成員、松末構成員、水口構成員

### 【事務局】

皆川事業課長、佐藤事業推進室長、橋本鑑定調整室長 他

## <議題>

- 1 鑑定結果について
- 2 その他

## <議事>

- 1 鑑定結果について  
60件について鑑定を行った。  
血縁関係の鑑定を行ったものが11件。このうち、血縁関係が確認できたものが6件(いずれも手掛かり情報あり)。血縁関係が確認できなかったものが5件。  
49件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

(参考)

- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| 今回鑑定した件数                 | 60件 |
| (1) 血縁関係の確認ができた件数        | 6件  |
| (2) 血縁関係の確認ができなかった件数     | 5件  |
| (3) 今後鑑定結果の再確認を行うこととした件数 | 49件 |
- 2 その他  
特記すべき事項なし。

## 第3回所属集団判定会議 議事要旨

### <日時>

令和2年12月3日(木) 14:00～16:00

### <場所>

T K P新橋カンファレンスセンター 15階 ホール15C

### <出席者>

#### 【構成員】(五十音順)

安達構成員、北川構成員、坂上構成員、坂構成員、篠田座長、竹中構成員、橋本構成員、山田構成員

#### 【事務局】

皆川事業課長、佐藤事業推進室長、橋本鑑定調整室長 他

### <議題>

- 1 ロシア(チタ州第24収容所・第2、第7、第8支部)埋葬地の判定について
- 2 ロシア(イルクーツク州第7収容所・第4支部その2)埋葬地の判定について
- 3 ロシア(ブリヤート共和国第30収容所・第5支部その1)埋葬地の判定について
- 4 沖縄(浦添市前田地区真和志堂原)収容地の判定について
- 5 マーシャル諸島(ミレ環礁ミレ島レギアン地区、タカイワ島)収容地の判定について
- 6 東部ニューギニア(オロ州ポポンデッタ地区サリリ村・ギレボ村・サナナンダ村、ココダトレイル地区ア  
ロラ村・イスラバ村・ホリディ村、キャンプサイト)収容地の判定について
- 7 ビスマーク・ソロモン諸島(米国受領)収容地の判定について
- 8 キリバス(米国受領)収容地の判定について
- 9 ウェーク島(米国受領)収容地の判定について
- 10 ミャンマー(カター県インドー地区)収容地の判定について
- 11 東部ニューギニア(東セピック州ボイキン地区)収容地の判定について
- 12 東部ニューギニア(米国受領)収容地の判定について
- 13 フィリピン(米国受領)収容地の判定について

### <議事>

- 1 ロシア(チタ州第24収容所・第2、第7、第8支部)埋葬地の判定について  
平成13年8月の派遣期間中に検体を採取したロシア(チタ州第24収容所・第2、第7、第8支部)埋葬地  
の88検体について判定を行った。

その結果、88検体全てについて日本人の遺骨であると判定された。

- 2 ロシア（イルクーツク州第7収容所・第4支部その2）埋葬地の判定について  
平成12年7～8月の派遣期間中に検体を採取したロシア（イルクーツク州第7収容所・第4支部その2）埋葬地の15検体について判定を行った。  
その結果、15検体全てについて日本人の遺骨であると判定された。
- 3 ロシア（ブリヤート共和国第30収容所・第5支部その1）埋葬地の判定について  
平成12年8～9月の派遣期間中に検体を採取したロシア（ブリヤート共和国第30収容所・第5支部その1）埋葬地の18検体について判定を行った。  
その結果、18検体全てについて日本人の遺骨であると判定された。
- 4 沖縄（浦添市前田地区真和志堂原）収容地の判定について  
平成24年5月の派遣期間中に検体を採取した沖縄（浦添市前田地区真和志堂原）収容地の2検体について判定を行った。  
その結果、2検体全てについて判定不可とされた。
- 5 マーシャル諸島（ミレ環礁ミレ島レギアン地区、タカイワ島）収容地の判定について  
平成16年8～9月及び平成17年8～9月の派遣期間中に検体を受領したマーシャル諸島（ミレ環礁ミレ島レギアン地区、タカイワ島）収容地の7検体について判定を行った。  
その結果、7検体全てについて日本人の遺骨であると判定された。
- 6 東部ニューギニア（オロ州ポポンデッタ地区サリリ村・ギレボ村・サナナンダ村、ココダトレイル地区アロラ村・イスラバ村・ホリディ村、キャンプサイト）収容地の判定について  
平成12年11月、平成15年10～11月及び平成22年11月の派遣期間中に検体を採取・受領した東部ニューギニア（オロ州ポポンデッタ地区サリリ村・ギレボ村・サナナンダ村、ココダトレイル地区アロラ村・イスラバ村・ホリディ村、キャンプサイト）収容地の26検体について判定を行った。  
その結果、26検体全てについて判定不可とされた。
- 7 ビスマーク・ソロモン諸島（米国受領）収容地の判定について  
平成25年3月、12月及び平成26年10月の派遣期間中に検体を受領したビスマーク・ソロモン諸島（米国2

受領) 収容地の5検体について判定を行った。  
その結果、5検体全てが判定不可とされた。

- 8 キリバス(米国受領) 収容地の判定について  
平成26年10月の派遣期間中に検体を受領したキリバス(米国受領) 収容地の1検体について判定を行った。  
その結果、1検体が判定不可とされた。
- 9 ウェーク島(米国受領) 収容地の判定について  
平成25年3月の派遣期間中に検体を受領したウェーク島(米国受領) 収容地の1検体について判定を行った。  
その結果、1検体が判定不可とされた。
- 10 ミャンマー(カター県インドー地区) 収容地の判定について  
平成27年2月の派遣期間中に検体を採取したミャンマー(カター県インドー地区) 収容地の1検体について判定を行った。  
その結果、1検体が日本人の遺骨であると判定された。
- 11 東部ニューギニア(東セピック州ボイキン地区) 収容地の判定について  
平成12年10~11月及び平成25年1月の派遣期間中に検体を採取・受領した東部ニューギニア(東セピック州ボイキン地区) 収容地の6検体について判定を行った。  
その結果、6検体のうち、1検体については日本人の遺骨であると判定され、その他5検体については判定不可とされた。
- 12 東部ニューギニア(米国受領) 収容地の判定について  
平成26年10月の派遣期間中に検体を受領した東部ニューギニア(米国受領) 収容地の3検体について判定を行った。  
その結果、3検体全てについて判定不可とされた。
- 13 フィリピン(米国受領) 収容地の判定について  
平成25年3月の派遣期間中に検体を受領したフィリピン(米国受領) 収容地の1検体について判定を行った。  
その結果、1検体が判定不可とされた。

## 第4回所属集団判定会議 議事要旨

### < 日時 >

令和3年3月10日(水) 13:00 ~ 16:00

### < 場所 >

Web会議

### < 出席者 >

#### 【構成員】(五十音順)

安達構成員、北川構成員、坂上構成員、坂構成員、篠田座長、竹中構成員、橋本構成員、山田構成員

#### 【事務局】

皆川事業課長、佐藤事業推進室長、橋本鑑定調整室長 他

### < 議題 >

- 1 硫黄島収容地の判定について
- 2 樺太(サハリン州スミルヌイフ地区)収容地の判定について
- 3 東部ニューギニア等(オーストラリア・クイーンズランド博物館)収容地の判定について
- 4 ロシア(ハバロフスク地方第5収容所・第3支部エヴォロン村落その1)埋葬地の判定について
- 5 ロシア(プリモルスク地方(沿海地方)第85特別野戦病院・カルボフカ村)埋葬地の判定について
- 6 ロシア(プリモルスク地方(沿海地方)第15収容所・第1支部クルーブヌィ村)埋葬地の判定について
- 7 ロシア(ハバロフスク地方第17収容所・第7支部ビヤゼンスカヤ村)埋葬地の判定について
- 8 ロシア(イルクーツク州第31収容所・第4支部、第32収容所・第4支部)埋葬地の判定について
- 9 ロシア(プリモルスク地方(沿海地方)ガリョンキ駅南西40kmイリチョフカ)埋葬地の判定について
- 10 ロシア(アムール州ジャットバ北西4km)埋葬地の判定について
- 11 ロシア(イルクーツク州マリタ村)埋葬地の判定について
- 12 ロシア(チタ州(ザバイカル地方)カダラ村・第1墓地、第2墓地、第3墓地)埋葬地の判定について
- 13 ロシア(ハバロフスク地方第4収容所・第8支部モシカ駅)埋葬地の判定について
- 14 ロシア(プリモルスク地方(沿海地方)第552労働大隊・ノボミハイロフカ村)埋葬地の判定について
- 15 その他

## < 議事 >

- 1 硫黄島収容地の判定について  
平成30年6月～7月、11月～12月及び平成31年1月～2月の派遣期間中に検体を採取した硫黄島収容地の52検体について判定を行った。  
その結果、52検体のうち、48検体については日本人の遺骨であると判定され、その他4検体については判定不可とされた。
- 2 樺太（サハリン州スミルヌイフ地区）収容地の判定について  
平成27年11月の派遣期間中に検体を受領した樺太（サハリン州スミルヌイフ地区）収容地の3検体について判定を行った。  
その結果、3検体全てについて日本人の遺骨であると判定された。
- 3 東部ニューギニア等（オーストラリア・クイーンズランド博物館）収容地の判定について  
平成28年3月の派遣期間中に検体を受領した東部ニューギニア等（オーストラリア・クイーンズランド博物館）収容地の7検体について判定を行った。  
その結果、7検体全てについて日本人の遺骨であると判定された。
- 4 ロシア（ハバロフスク地方第5収容所・第3支部エヴォロン村落その1）埋葬地の判定について  
平成22年8月、平成23年8月～9月及び平成24年6月～7月の派遣期間中に検体を採取したロシア（ハバロフスク地方第5収容所・第3支部エヴォロン村落その1）埋葬地の107検体について判定を行った。  
その結果、107検体のうち、74検体については日本人の遺骨であると判定され、23検体については日本人の遺骨である可能性が低いと判定され、10検体については判定不可とされた。
- 5 ロシア（プリモルスク地方（沿海地方）第85特別野戦病院・カルボフカ村）埋葬地の判定について  
平成22年8月～9月、平成23年8月～9月及び平成24年8月の派遣期間中に検体を採取したロシア（プリモルスク地方（沿海地方）第85特別野戦病院・カルボフカ村）埋葬地の93検体について判定を行った。  
その結果、93検体のうち、81検体については日本人の遺骨であると判定され、その他12検体については判定不可とされた。
- 6 ロシア（プリモルスク地方（沿海地方）第15収容所・第1支部クルーブヌィ村）埋葬地の判定について  
平成23年8月～9月の派遣期間中に検体を採取したロシア（プリモルスク地方（沿海地方）第15収容所<sup>15</sup>

第1支部クルーブヌィ村)埋葬地の9検体について判定を行った。

その結果、9検体のうち、6検体については日本人の遺骨であると判定され、その他3検体については判定不可とされた。

- 7 ロシア(ハバロフスク地方第17収容所・第7支部ビヤゼンスカヤ村)埋葬地の判定について  
平成23年7月～8月の派遣期間中に検体を採取したロシア(ハバロフスク地方第17収容所・第7支部ビヤゼンスカヤ村)埋葬地の14検体について判定を行った。  
その結果、14検体全てについて日本人の遺骨であると判定された。
- 8 ロシア(イルクーツク州第31収容所・第4支部、第32収容所・第4支部)埋葬地の判定について  
平成23年7月、平成24年8月～9月及び平成26年6月～7月の派遣期間中に検体を採取したロシア(イルクーツク州第31収容所・第4支部、第32収容所・第4支部)埋葬地の48検体について判定を行った。  
その結果、48検体のうち、47検体については日本人の遺骨であると判定され、その他1検体については判定不可とされた。
- 9 ロシア(プリモルスク地方(沿海地方)ガリョンキ駅南西40kmイリチョフカ)埋葬地の判定について  
平成23年7月～8月、平成25年8月～9月及び平成26年8月～9月の派遣期間中に検体を採取したロシア(プリモルスク地方(沿海地方)ガリョンキ駅南西40kmイリチョフカ)埋葬地の101検体について判定を行った。  
その結果、101検体のうち、95検体については日本人の遺骨であると判定され、その他6検体については判定不可とされた。
- 10 ロシア(アムール州ジャットバ北西4km)埋葬地の判定について  
平成23年7月～8月の派遣期間中に検体を採取したロシア(アムール州ジャットバ北西4km)埋葬地の19検体について判定を行った。  
その結果、19検体のうち、15検体については日本人の遺骨である可能性が低いと判定され、その他4検体については判定不可とされた。
- 11 ロシア(イルクーツク州マリタ村)埋葬地の判定について  
平成27年7月の派遣期間中に検体を採取したロシア(イルクーツク州マリタ村)埋葬地の27検体について判定を行った。

その結果、27検体全てについて日本人の遺骨であると判定された。

- 12 ロシア（チタ州（ザバイカル地方）カダラ村・第1墓地、第2墓地、第3墓地）埋葬地の判定について平成13年8月、平成14年9月～10月及び平成17年8月～9月の派遣期間中に検体を採取したロシア（チタ州（ザバイカル地方）カダラ村・第1墓地、第2墓地、第3墓地）埋葬地の271検体について判定を行った。

その結果、271検体のうち、227検体については日本人の遺骨であると判定され、その他44検体については判定不可とされた。

- 13 ロシア（ハバロフスク地方第4収容所・第8支部モシカ駅）埋葬地の判定について平成14年7月～8月の派遣期間中に検体を採取したロシア（ハバロフスク地方第4収容所・第8支部モシカ駅）埋葬地の47検体について判定を行った。

その結果、47検体のうち、45検体については日本人の遺骨であると判定され、その他2検体については判定不可とされた。

- 14 ロシア(プリモルスク地方（沿海地方）第552労働大隊・ノボミハイロフカ村)埋葬地の判定について平成14年6月～7月の派遣期間中に検体を採取したロシア(プリモルスク地方（沿海地方）第552労働大隊・ノボミハイロフカ村)埋葬地の13検体について判定を行った。

その結果、13検体全てにおいて日本人の遺骨であると判定された。

- 15 その他

会議の際に構成員から、ロシアの埋葬地での遺骨収集時に、現地の遺骨鑑定人による形質鑑定の結果、ヨーロッパ人の遺骨と判断されたものの中に、アジア系のものと判断して良いと考えられる遺骨があるとの指摘があった。

# 第1回戦没者遺骨収集における 同位体比分析の活用に係る検討会 議事要旨

## <日時>

令和3年4月12日(月)10:00~11:45

## <開催形式>

Web会議

## <出席者>

### 【構成員】(五十音順)

石田構成員、覚張構成員、染田構成員、陀安構成員、米田構成員

### 【事務局】

岩井審議官、伊澤援護企画課長、佐藤事業課長、磯邊事業推進室長、浅見企画運営調整官、吉田事業調整官 他

## <議事>

### 1. 事務局からの説明

- ・ 事務局から資料に沿って、戦没者の遺骨収集事業の概要、遺骨収集事業及び事業実施体制の見直し、遺骨収集事業の流れ、遺骨収集事業における同位体比分析活用への取組状況等についての説明を行った。

### 2. 染田構成員からの報告

- ・ 染田構成員より資料に沿って、同位体比分析による所属集団別の分別や、日本人の遺骨である蓋然性の判定について、また、今後の課題に係る説明を行った。

### 3. 意見交換

- ・ 硫黄、ストロンチウムや酸素などを用いた同位体比分析の所属集団判定における現状での確実性、迅速性、試料処理能力について確認した。
- ・ 次世代シーケンサーなどを用いた所属集団判定法と同位体比分析を用いた所属集団判定法の有効な協働のあり方について意見交換が行われた。

## 概要

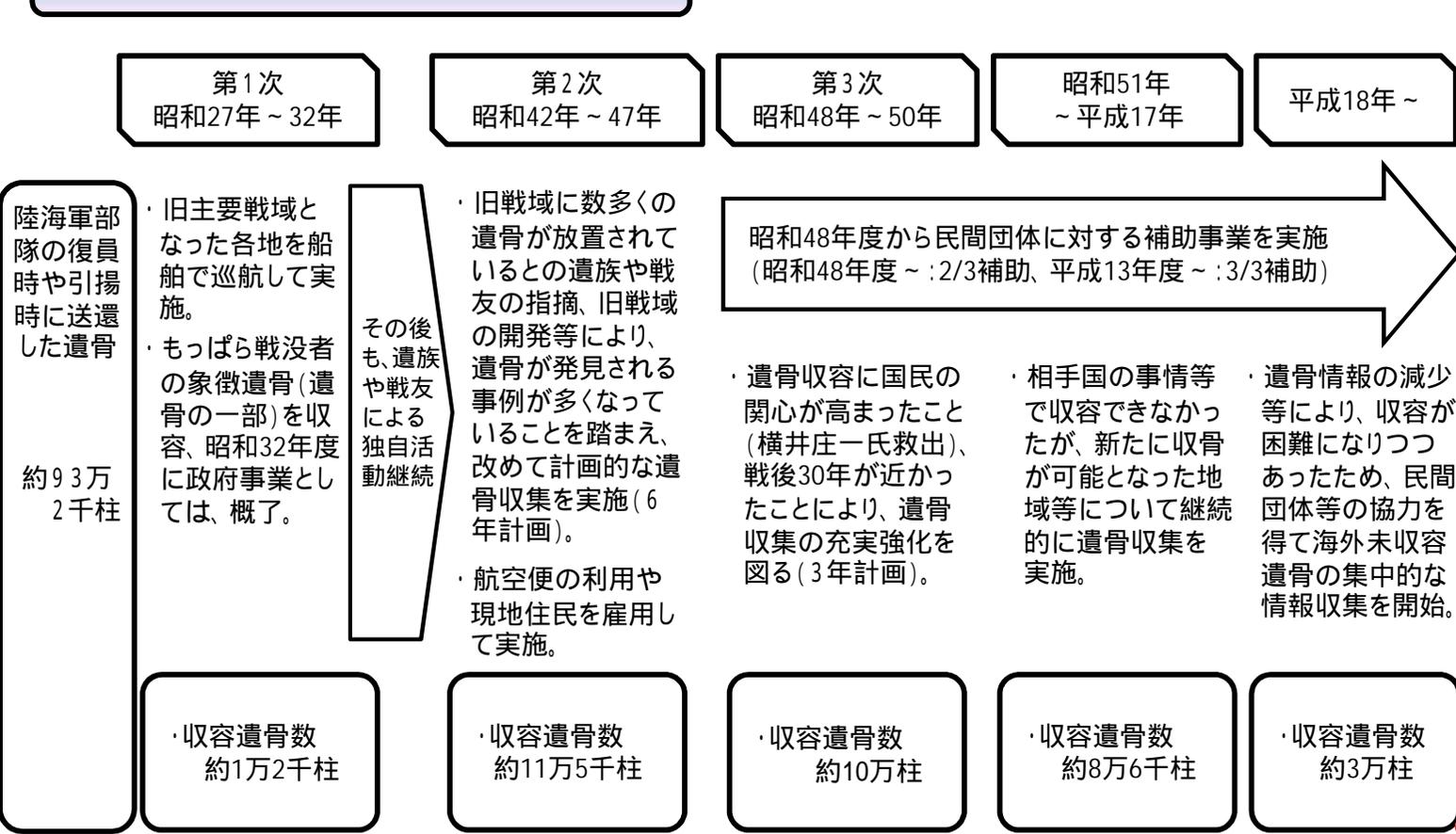
昭和27年度以来、厚生労働省では、海外の戦没者の遺骨収容を実施。

海外戦没者概数 約240万人	収容遺骨概数	約128万柱
	未収容遺骨概数	約112万柱
	うち 海没遺骨	約30万柱
	相手国事情により収容が困難な遺骨	約23万柱
	上記 以外の未収容遺骨（最大）	約59万柱

(注) 遺骨収集事業による収容遺骨数 約34万柱

令和3年3月末現在

## これまでの遺骨収集事業の推移



平成28年

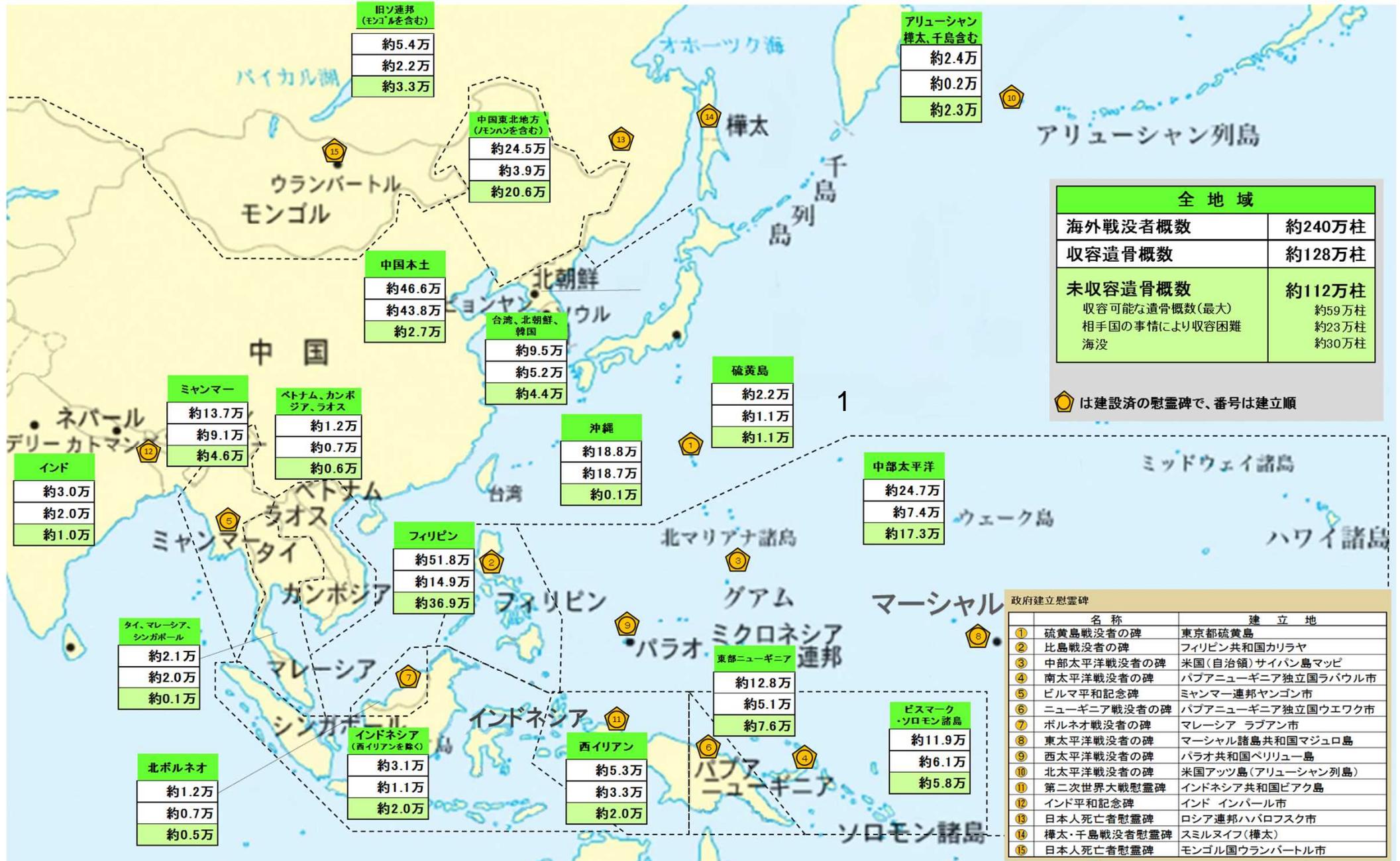
遺骨収集推進法により令和6年度までを集中実施期間として取組を促進



遺骨収容の作業風景  
(上下ともにロシアの遺骨収容作業風景)



# 地域別戦没者遺骨収容概見図(令和3年3月末時点)



※表中の数字は、百の位で四捨五入しているため、足し上げが合わない箇所がある。

## 令和2年度及び3年度における戦没者遺骨収集事業の対応について

### (コロナ禍における遺骨収集事業の対応)

#### 各国の入国制限等の現状

- 令和3年5月末時点、遺骨収集の対象国については、外務省の感染症危険情報は全ての国に対しレベル2(不要不急の渡航は止めてください)又はレベル3(渡航中止勧告)が発出されている。
- また、遺骨収集の対象国については、一部を除き、入国制限(入国拒否など)又は入国後の行動制限(14日間の自己隔離など)がかかっている状況。(レベル2の地域であっても、医療体制の問題から外国人の入国に厳しい国もある。)



#### 令和2年度の派遣実績

- 硫黄島遺骨収集等 → 派遣者を絞るなどして調査派遣等を20回、収集派遣を3回実施し、46柱の遺骨を収容。収集派遣は壕内に入り密な環境で作業を行うことから渡島前にPCR検査を実施して対応。
- ハワイ遺骨受領 → 令和2年11月に入国制限が緩和(自己隔離免除)されたことから、同月、厚労省職員をハワイへ派遣し、DPAA研究所保管の遺骨(※)を受領。  
※ キリバス共和国タラワ環礁で収容されたDPAA管理下の遺骨で、その後のDNA鑑定で身元が特定された戦没者遺骨2柱。



#### 令和3年度の取組

- 国内の硫黄島の派遣を実施。沖縄への派遣についても条件が整えば実施を検討。
- 海外派遣は、感染症危険情報や入国制限等の状況を見ながら検討。状況が改善され、派遣が可能と判断された国から順次、事業を実施。
- 今後の遺骨収集の実施に向け、外交ルートを通じた文書の送付や、厚労省と遺骨収集の対象国によるオンラインでの協議を実施することとしている。

# 各地域の取組状況

## 1 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨

地域	統計・実績 (令和3年3月末時点)	現状・課題	今後の予定
旧ソ連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 53,000人</li> <li>・収容遺骨概数 18,750柱</li> <li>・未収容遺骨概数 34,250柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロシア政府から提供された情報で収容可能な埋葬地及び現地調査が必要な埋葬地情報(57か所)を保有。</li> <li>・未確認の埋葬地について、引き続きロシア側に資料の提供を求める。</li> <li>・日本側資料等に基づき、現在、未確認の埋葬地に係る資料や情報の収集を実施。</li> <li>・令和2年度は、年度当初に3地域において埋葬地調査を、3地域において遺骨収集を計画したが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により計画の変更(延期・中止)が生じている。</li> <li>・また、令和元年9月に過去にロシアにおいて収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘をこれまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けていたことを公表。ロシア連邦政府とは9月以降、複数回実務的協議を実施しており、これまでに日本側からは、①9月に公表した9事例に関するDNA鑑定結果、12月に公表した4事例の概要等について説明を行い、遺骨の返還を含む今後の対応について協議を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘を受けた埋葬地の遺骨の取り扱いや今後の遺骨収集の実施等に関し、各地方政府等との調整も含めて、引き続き、ロシア連邦政府等との協議を進める。</li> <li>・保有情報に基づき、可能な限り埋葬地調査を行うとともに、収容可能な埋葬地について順次収容を実施。</li> </ul>

## 各地域の取組状況

地域	統計・実績 (令和3年3月末時点)	現状・課題	今後の予定
モンゴル	<p>(モンゴル抑留中死亡者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 1,700人</li> <li>・収容遺骨概数 1,500柱</li> <li>・未収容遺骨概数 200柱</li> </ul> <p>ノモンハン地域の戦没者遺骨は、抑留中死亡者と区別して、中国東北部(ノモンハンを含む)における遺骨収容として整理している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の埋葬地を除き概了。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、保有情報を精査した上で、埋葬地調査を行い、収容可能な埋葬地について収容を実施。</li> </ul>

### 【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域】

ウズベキスタン (旧ソ連地域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者数 812人</li> <li>・収容遺骨数 0柱</li> <li>・未収容遺骨数 812柱</li> </ul> <p>(旧ソ連地域の統計・実績に含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウズベキスタン国内に13か所の埋葬地情報を保有しているが、宗教上の理由により、ウズベキスタン国内での遺骨収集の許可が得られない状況。</li> <li>・令和元年12月、ウズベキスタン共和国大統領の訪日の際の首脳会談において、両国民の気持ちを踏まえた遺骨に関する実務的な協議を行うことで一致したことを受け、これまでにロシア側より資料提供のあった13の埋葬地のうち、未整備と思われる2埋葬地についての現地調査を実施できるよう協議を開始。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、外務省とも連携し、現地調査を実施できるよう協議を行う。</li> </ul>
--------------------	---	--	---

# 各地域の取組状況

## 2 南方等戦闘地域の遺骨

地域	統計・実績 (令和3年3月末時点)	現状・課題	今後の予定
沖縄	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦没者数 188,136人</li> <li>収容遺骨数 187,488柱</li> <li>未収容遺骨数 648柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地表で発見された遺骨の収容・情報収集は沖縄県へ委託して実施。</li> <li>重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集は厚生労働省が実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、沖縄県と協力して保有している情報について、現地調査を強化。</li> </ul>
東京都小笠原村硫黄島	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦没者概数 21,900人</li> <li>収容遺骨概数 10,520柱</li> <li>未収容遺骨概数 11,380柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係省庁会議で決定された「基本的方針」に基づき、計画的に掘削・遺骨収容を実施。</li> <li>令和2年度は46柱を収容。 第1回遺骨収集団(7月) 11柱 第2回遺骨収集団(9月) 19柱 第3回遺骨収集団(12月) 16柱 第4回遺骨収集派遣について、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言下であったため、中止。別途、遺骨送還のための派遣を実施。</li> <li>令和3年度は、4回実施予定。</li> </ul>	<p>令和3年度は左記を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>滑走路地区の地下壕について、先に確認された未探索の壕(1ヶ所)について閉塞地点の先の延長部の開口工事を着手する。</li> <li>令和元年度に発見された壕(1ヶ所)について、壕の構造や入壕方法の調査・検討を行う。</li> <li>面的なボーリング調査により地下20m程度までの壕の探査を行う。</li> <li>地中探査レーダにより北飛行場跡地の探査を行う。</li> <li>滑走路地区周辺の壕について、構造の解析を行い、閉塞地点の先に該当する地上部分でボーリング調査等を行う。</li> <li>滑走路地区周辺以外の地下壕についても、洗い出し、壕の解析等を進める。</li> <li>平成23～30年度に行った面的調査のフォローアップ調査を行う。</li> </ul>

# 各地域の取組状況

地域	統計・実績 (令和3年3月末時点)	現状・課題	今後の予定
ミャンマー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 137,000人</li> <li>・収容遺骨概数 91,460柱</li> <li>・未収容遺骨概数 45,540柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年3月に遺骨収集を行う予定とされていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い派遣を中止し、それ以後も同影響により派遣を行うことができない状況。</li> <li>・また、令和元年12月に過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けたことを公表。</li> <li>・平成29年度のブラバロオ村での現地調査及び遺骨収集において、現地及び日本側の遺骨鑑定人や、派遣団長の対応が不十分であり、獣骨として現地に埋め戻した骨に人骨が含まれていたことが、平成30年度の現地調査において判明(再度人骨と獣骨を選別し人骨は日本に送還済)。</li> <li>・当時の派遣団員の意見も聴取し、再発防止策を手順書に明記。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の収束状況及びミャンマー国内情勢の今後の状況を見つつ、現地調査を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取組み、遺骨収集の促進を図る予定。</li> <li>・収容・鑑定のあり方の見直しに基づく対応を行っていく。</li> <li>・公表された遺骨のDNA鑑定を行い、日本人でないと判定された場合は、ミャンマー政府に鑑定結果を説明し、取扱いについて協議を行っていく。</li> </ul>
マリアナ諸島 ・グアム ・サイパン ・テニアン	(グアム島) <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 20,000人</li> <li>・収容遺骨概数 520柱</li> <li>・未収容遺骨概数 19,480柱</li> </ul> (サイパン島) <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 55,300人</li> <li>・収容遺骨概数 29,230柱</li> <li>・未収容遺骨概数 26,070柱</li> </ul> (テニアン島) <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 15,500人</li> <li>・収容遺骨概数 10,510柱</li> <li>・未収容遺骨概数 4,990柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グアム歴史保存局から受領見込の遺骨(3柱)あり。</li> <li>・サイパン歴史保存局で保管中の収容遺骨(53柱)あり。</li> <li>・テニアンで収容し、持ち帰った検体(86柱分)がDNA鑑定に適さなかったため、再採取の必要あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の収束後に速やかに現地派遣が開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。</li> </ul>

## 各地域の取組状況

地域	統計・実績 (令和3年3月末時点)	現状・課題	今後の予定
ギルバート諸島 ・マキン ・タラワ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 5,500人</li> <li>・収容遺骨概数 250柱</li> <li>・未収容遺骨概数 5,250柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タラワ環礁で米国側NGO団体が収集した戦没者遺骨(アジア系)が、現在米国のDPAA管理下にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査による遺骨情報の収集に取組み、遺骨収集の促進を図る。</li> </ul>
パラオ諸島 ・ペリリュー ・アンガウル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 16,200人</li> <li>・収容遺骨概数 9,210柱</li> <li>・未収容遺骨概数 6,990柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺骨収集の抜本的見直しに則した覚書に改訂(検体持ち出し規定も盛り込む)</li> <li>・これまで本地域においては、ペリリュー島を中心に遺骨収集を実施してきたが、今後はアンガウル島(集団埋葬地情報)も取り組むこととしている。</li> <li>・ペリリュー島の埋没戦車遺骨情報をはじめ、複数の遺骨情報あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の収束後に速やかに現地派遣を開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。</li> <li>・覚書の改訂(抜本的見直しの反映)</li> <li>・埋没戦車等に係る対応について、更なる詳細情報の収集が必要。</li> </ul>
トラック諸島	(トラック諸島) <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 5,900人</li> <li>・収容遺骨概数 4,100柱</li> <li>・未収容遺骨概数 1,800柱</li> </ul> (ウォーレイ(メレヨン)環礁) <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 4,900人</li> <li>・収容遺骨概数 3,050柱</li> <li>・未収容遺骨概数 1,850柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水曜島(チューク州トル島)で1箇所の埋葬地情報を保有、現在同国政府を通じて地権者と現地調査について調整中。</li> <li>・トラック環礁内の沈没艦船で戦没者と思われる遺骨発見の情報あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の収束後に速やかに現地派遣を開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。</li> <li>・水曜島については地権者との合意が必要</li> <li>・沈没艦船については収集を実施予定。</li> </ul>

## 各地域の取組状況

地域	統計・実績 (令和3年3月末時点)	現状・課題	今後の予定
東部ニューギニア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 127,600人</li> <li>・収容遺骨概数 51,420人</li> <li>・未収容遺骨概数 76,180柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度は現地調査を6回実施し、令和2年度で遺骨収集を行う予定としていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い派遣を中止。</li> <li>・PNG国立博物館で保管中の収容遺骨あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の収束後に速やかに現地派遣を開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。</li> </ul>
ビスマーク・ソロモン諸島 ・ブーゲンビル島 ・ガダルカナル島	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 118,700人</li> <li>・収容遺骨概数 60,950柱</li> <li>・未収容遺骨概数 57,750柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度はソロモン諸島のガダルカナル島中央の山岳地帯で実施。令和2年度以降はピエズ島、マサマサ島でも実施予定としていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い派遣を中止。</li> <li>・ガダルカナル島で現地保管中の遺骨(約280柱)あり。検体の持ち帰りに際し、収容地点によっては日米共同鑑定が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の収束後に速やかに現地派遣を開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。</li> <li>・なお、日米共同鑑定の実施について、DPAAとの調整が必要。</li> </ul>
インド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 30,000人</li> <li>・収容遺骨概数 19,960柱</li> <li>・未収容遺骨概数 10,040柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年3月に遺骨収集を行う予定としていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い派遣を中止し、それ以後も同影響により派遣を行うことができない状況。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の収束状況を見つつ、現地調査を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取組み、遺骨収集の促進を図る。</li> <li>収容・鑑定のあり方の見直しに基づく対応を行っていく。</li> </ul>

## 各地域の取組状況

地域	統計・実績 (令和3年3月末時点)	現状・課題	今後の予定
北ボルネオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 12,000人</li> <li>・収容遺骨概数 6,910柱</li> <li>・未収容遺骨概数 5,090柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外資料調査により取得した情報(9件)を保有。</li> <li>・これまでに昭和31年度から昭和58年度まで4回実施し、1,585柱を収容し送還。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査を実施。</li> </ul>
樺太・千島	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 24,400人</li> <li>・収容遺骨概数 1,810柱</li> <li>・未収容遺骨概数 22,590柱</li> </ul> <p>いずれもアリューシャン列島の戦没者を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年はロシア側が50度線の旧国境付近や占守島で収容した日本人戦没者の遺骨を受領。</li> <li>・令和元年11月にロシア側の調査団により収集された遺骨のうち、日本人の遺骨である蓋然性が現地で確認された7柱を送還。</li> <li>・しかし、上記の7柱の身元特定のための検体は通関手続上の技術的問題により、また、日本人の蓋然性が現地で確認できなかった遺骨については、送還することができなかったため、現地に一時的に保管されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本人戦没者遺骨の引渡連絡がロシア側からあった場合は速やかに遺骨を受領する。</li> <li>・7柱分の検体を受領するとともに、現地に保管されている遺骨から検体を採取して送還し、所属集団の判定のためのDNA鑑定等を実施する。</li> </ul>

## 各地域の取組状況

地域	統計・実績 (令和3年3月末時点)	現状・課題	今後の予定
タイ・マレーシア・シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 21,000人</li> <li>・収容遺骨概数 20,200柱</li> <li>・未収容遺骨概数 800柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有情報はなし。</li> <li>・各地域での政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>タイ 昭和52年度から平成16年度まで12回実施し、1,980柱を収容。</li> <li>マレーシア 昭和29年度に28柱、昭和47年度に29柱を収容。</li> <li>シンガポール 昭和29年度に134柱を収容。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。</li> </ul>
ベトナム・カンボジア・ラオス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 12,400人</li> <li>・収容遺骨概数 6,900柱</li> <li>・未収容遺骨概数 5,500柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有情報はなし。</li> <li>・ベトナム 平成15年度に3柱を受領。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。</li> </ul>
韓国・台湾	<ul style="list-style-type: none"> <li>(韓国)</li> <li>・戦没者概数 18,900人</li> <li>・収容遺骨概数 12,400柱</li> <li>・未収容遺骨概数 6,500柱</li> <li>(台湾)</li> <li>・戦没者概数 41,900人</li> <li>・収容遺骨概数 26,300柱</li> <li>・未収容遺骨概数 15,600柱</li> <li>)戦没者概数は、海没者約22,000人(韓国約6,500人、台湾約15,500人)を含む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有情報はなし。</li> <li>・政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>韓国 昭和45年度から平成28年度まで5回実施し、433柱を収容。</li> <li>台湾 昭和50年度に交流協会に委託し242柱を収容。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、在外公館等により確度の高い遺骨に関する情報を得られた場合は、現地調査・遺骨収集を実施。</li> </ul>

## 各地域の取組状況

### 【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域】

地域	統計・実績 (令和3年3月末時点)	現状・課題	今後の予定
インドネシア(西イリアンを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 84,400人</li> <li>・収容遺骨概数 44,460柱</li> <li>・未収容遺骨概数 39,940柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インドネシア(パプア州・西パプア州)における戦没者の遺骨収集を再開するための協定については令和元年6月ジャカルタにおいて駐インドネシア日本国大使とインドネシア教育文科省文化総局長との間で署名が行われた。</li> <li>・令和元年度末を目途に、スピオリの遺骨収集を行うことを予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い派遣を中止し、それ以後も同影響により派遣を行うことができない状況。</li> <li>・形質鑑定等の結果、日本人と推定された遺骨について、インドネシア側において科学的な鑑定を行うことが可能かインドネシア関係機関との協議・鑑定にかかる合意書の取り交わしが必要。</li> </ul> <p>両国間の協定に基づき、火葬した遺骨のみ日本に送還が可能となる。したがって、遺骨の検体をインドネシア国外への持ち出しができず、日本側で科学的な鑑定(身元特定及び所属集団判定のDNA鑑定)を行うことができない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度において協定に基づき、派遣の日程や場所を含む年次活動計画等をインドネシア政府へ提出しているが、今後、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見つつ、予定を変更した年次活動計画等を再提出のうえ、同計画に基づき各派遣の実施を目指す。</li> </ul>

## 各地域の取組状況

地域	統計・実績 (令和3年3月末時点)	現状・課題	今後の予定
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 518,000人</li> <li>・収容遺骨概数 148,530柱</li> <li>・未収容遺骨概数 369,470柱</li> </ul>	<p>&lt; 遺骨収集（現地調査） &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィリピン国内における戦没者の遺骨収集を再開するため、フィリピン政府との間で協議を進めてきたが、平成30年5月8日に厚生労働省とフィリピン政府との間で、遺骨収集に係る協力覚書を取り交わし、同協力覚書に基づき、同年10月より事業を開始した。</li> <li>平成30年度：現地調査2回（ルソン島）、令和元年度：現地調査1回（ルソン島）</li> <li>・これまでの現地調査の結果、形質鑑定により日本人であると思われる遺骨については、検体を採取のうえ日本に持ち帰っており、今後、科学的な鑑定を行うこととしている。</li> <li>・検体以外の遺骨は、協力覚書に付随する手順指針に基づきフィリピン国立博物館（以下、「NM」と記載）に保管している。</li> <li>・令和2年度においても、計画的に現地調査を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施が困難な状況。</li> <li>・また、令和元年11月に過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けたことを公表。</li> </ul> <p>&lt; NM保管遺骨の確認作業 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力覚書以前に収集され、NMに保管中の遺骨は、平成28年12月からフィリピン側の協力を得て遺骨の鑑定を実施している。</li> </ul>	<p>&lt; 遺骨収集（現地調査） &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月末にフィリピン政府に対し、年次活動計画案を提出しているが、今後、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見つつ、予定を変更した年次活動計画等を再提出のうえ、同計画に基づき各派遣の実施を目指す。</li> <li>収容・鑑定のあり方の見直しに基づく対応を行っていく。</li> <li>・公表された遺骨のDNA鑑定を行い、日本人でないと判定された場合は、フィリピン政府に鑑定結果を説明し、取扱いについて協議を行っていく。</li> <li>・協力覚書以前に収集され、NMに保管中の遺骨について、引き続き鑑定を実施するとともに、今後同位体比分析による年代測定の実施を検討する。</li> </ul>

## 各地域の取組状況

地域	統計・実績 (令和3年3月末時点)	現状・課題	今後の予定
中国本土、中国東北部（ノモンハンを含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>（中国本土）</li> <li>・戦没者概数 465,700人</li> <li>・収容遺骨概数 438,470柱</li> <li>・未収容遺骨概数 27,230柱</li> <li>（中国東北部）</li> <li>ノモンハンを含む</li> <li>・戦没者概数 245,400人</li> <li>・収容遺骨概数 39,330柱</li> <li>・未収容遺骨概数 206,070柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（中国本土及び東北部）</li> <li>・在外公館及び民間団体等から寄せられた情報（12件）を保有。</li> <li>・中国国内の国民感情を理由に、中国当局からの許可が下りないことから、遺骨収容は実施できていない。</li> <li>（ノモンハン＜モンゴル側＞）</li> <li>・平成16年度から28年度までに遺骨収集を11回実施し、合計284柱のご遺骨を送還。</li> <li>・ハルハ河戦勝博物館長より遺骨情報の提供あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（中国本土及び東北部）</li> <li>・引き続き、外務省と連携し、機会を捉えて遺骨収容の実施に向けて働きかける。</li> <li>（ノモンハン＜モンゴル側＞）</li> <li>・ハルハ河戦勝博物館長より情報提供のあった遺骨情報について現地調査を行う予定。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>マーシャル諸島</li> <li>・クエゼリン島（米軍基地内）</li> <li>・ミリ環礁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 19,200人</li> <li>・収容遺骨概数 3,000柱</li> <li>・未収容遺骨概数 16,200柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本地域においては、ウォッセ島の遺骨情報を中心に遺骨収集の促進を図ることとしている。</li> <li>・クエゼリン島の集団埋葬地における現地調査のためには、DPAAに情報提供を求め、詳細地点を絞り込む必要がある。また、同島（米軍基地）の立入調査には米軍側の許可が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の収束後に速やかに現地派遣を開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。</li> </ul>
バングラデシュ	保有している統計なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英連邦戦没者委員会が管理する墓地に、現地の捕虜収容所で死亡した旧日本兵が埋葬されているとの情報（2か所）を保有。</li> <li>・相手国からは、同墓地での遺骨収集に協力する旨の回答を得ているが、平成28年7月のダッカ襲撃テロ事件以降、治安状況の悪化により、派遣を見合わせていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の収束状況を見つつ、今後は、外務省等関係行政機関と連携し、治安情勢を踏まえて遺骨収集を実施。</li> </ul>

## 各地域の取組状況

地域	統計・実績 (令和3年3月末時点)	現状・課題	今後の予定
アリューシャン列島 (アッツ島)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 2,600人</li> <li>・収容遺骨数 320柱</li> <li>・未収容遺骨概数 2,280柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アッツ島全体が平成21年に環境保護区に指定。現在は無人島のため、現地調査・遺骨収集の実施までに、現状把握、環境影響評価、道路等のインフラ整備が必要。(米国側からの連絡)</li> <li>・加えて、厳しい気象条件(極寒地、濃霧等天候不順)、地理的条件(宿泊施設等の修繕、人員や食事等の確保など)への対応が必要であるため、現地調査等を行うための環境整備には数年を要する。</li> <li>・アッツ島の現状把握のための事前調査の実施にあたり、米国側(アラスカ陸軍工兵隊)と支払に関する合意書の取り交わしについて具体的な調整を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外務省等関係行政機関と連携し、米国側と引き続き環境影響評価を含む遺骨収集等の実施のための協議を継続。</li> </ul>
北朝鮮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 34,600人</li> <li>・収容遺骨概数 13,000柱</li> <li>・未収容遺骨概数 21,600柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年5月、日朝政府間協議において、北朝鮮側が、日本人遺骨問題を含む全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施することに合意(いわゆるストックホルム合意)。</li> <li>・平成28年2月10日、国家安全保障会議が我が国独自の対北朝鮮措置を決定し、これを受け北朝鮮側は、2月12日に日本人問題の調査を全面的に中止し、特別調査委員会を解体すると発表。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストックホルム合意に基づき、今後とも、外務省等関係省庁と連携しながら適切に対応する。</li> </ul>

## 戦没者遺骨鑑定センター運営会議の 開催について

### 1．目的

戦没者遺骨鑑定センターの業務の適正運営及び戦没者遺骨の鑑定の適正実施のため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「戦没者遺骨鑑定センター運営会議」(以下「会議」という。)を開催し、同センターの年度計画の審議を行うとともに、戦没者遺骨の鑑定方法の見直しや新たな鑑定技術の活用等について議論を行う。

### 2．構成

会議の構成員は別紙のとおりとする(法医学、人類学等の専門的知識を有する者)。

### 3．運営

会議は、率直な意見交換が損なわれるおそれがあることや DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

### 4．その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

戦没者遺骨鑑定センター運営会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あさむら ひでき 浅村 英樹	信州大学医学部法医学教室教授
しのだ けんいち 篠田 謙一	国立科学博物館館長
たまき けいじ 玉木 敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座教授
はしもと まさつぐ 橋本 正次	東京歯科大学副学長

注 は座長

## 所属集団判定会議の開催について

### 1．目的

戦没者遺骨について、DNA 鑑定や形質鑑定の結果、埋葬地資料、遺留品等を総合的に勘案し、日本人の遺骨であるか否かを判断するため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「所属集団判定会議」(以下「会議」という。)を開催する。

### 2．構成

- (1) 会議の構成員は別紙のとおりとする(法医学、人類学等の専門的知識を有する者)。
- (2) 構成員の中から、DNA 鑑定分科会を参集する。

### 3．運営

会議は、DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

### 4．その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

## 所属集団判定会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あだち のぼる 安達 登	山梨大学医学部法医学講座教授
きたがわ みさ 北川 美佐	大阪医科薬科大学医学教室技術員主幹
さかうえ かずひろ 坂上 和弘	国立科学博物館人類研究部研究主幹
さか ひでき 坂 英樹	明海大学歯学部教授
しのだ けんいち 篠田 謙一	国立科学博物館館長
たけなか まさみ 竹中 正巳	鹿児島女子短期大学生生活科学科教授
はしもと まさつぐ 橋本 正次	東京歯科大学副学長
やまだ よしひろ 山田 良広	神奈川歯科大学大学院災害医療歯科学講座 法歯学教授

注 は座長

は DNA 鑑定分科会構成員

## 身元特定 DNA 鑑定会議の開催について

### 1．目的

戦没者遺骨について、DNA 鑑定の結果等を勘案して身元を特定し、遺族に返還するため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「身元特定 DNA 鑑定会議」（以下「会議」という。）を開催する。

### 2．構成

会議の構成員は別紙のとおりとする（法医学等の専門的知識を有する者）。

### 3．運営

会議は、DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

### 4．その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

## 身元特定 DNA 鑑定会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あさむら ひでき 浅村 英樹	信州大学医学部法医学教室教授
あさり まさる 浅利 優	旭川医科大学法医学講座准教授
うめつ かずお 梅津 和夫	山形大学医学部医学科法医学教室客員准教授
きたがわ みさ 北川 美佐	大阪医科薬科大学法医学教室技術員主幹
たまき けいじ 玉木 敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座教授
つつみ ひろふみ 堤 博文	日本大学歯学部法医学講座専任講師
なかむら やすたか 中村 安孝	東京歯科大学法歯学・法人類学講座講師
はしやだ まさき 橋谷田 真樹	関西医科大学医学部法医学講座准教授
ふくい けんじ 福井 謙二	東京慈恵会医科大学法医学講座講師
まつすえ あや 松末 綾	福岡大学医学部法医学教室講師
みなくち きよし 水口 清	東海大学医学部客員教授
やまだ よしひろ 山田 良広	神奈川歯科大学大学院災害医療歯科学講座法 医歯科学教授
よしい とみお 吉井 富夫	元警視庁科学捜査研究所理事官

注 は座長

## 戦没者遺骨収集における同位体比分析の活用に係る検討会の開催について

### 1．目的

戦没者遺骨収集において収集した遺骨の年代測定・所属集団判定のために同位体比分析を活用する具体的方法や、活用にあたっての課題等を議論・検討するために、大臣官房審議官（社会、援護、人道調査、福祉連携担当）のもとで「戦没者遺骨収集における同位体比分析の活用に係る検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

### 2．構成

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする（同位体比分析等の専門的知識を有する者）。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は大臣官房審議官（社会、援護、人道調査、福祉連携担当）が指名する。

### 3．運営

- (1) 検討会は、原則としてWeb会議形式で開催する。
- (2) 検討会は、公開することにより率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため非公開とする。  
なお、検討会終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。
- (3) 検討会の庶務は、社会・援護局事業課において行う。

### 4．その他

このほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が大臣官房審議官（社会、援護、人道調査、福祉連携担当）と協議の上、定める。

## 戦没者遺骨収集における同位体比分析の活用に係る検討会構成員

(五十音順、敬称略)

いしだ 石田	はじめ 肇	琉球大学医学部長（教授）
がくはり 覚張	たかし 隆史	金沢大学国際文化資源学研究センター助教
そめだ 染田	ひでとし 英利	社会・援護局事業課鑑定調整室事業専門官 （併）防衛医科大学校防衛医学研究センター付 （兼）琉球大学非常勤講師
たやす 陀安	いちろう 一郎	総合地球環境学研究所研究基盤国際センター 教授
よねだ 米田	みのる 穰	○ 東京大学総合研究博物館放射性炭素年代 測定室教授

注 ○は座長

## 令和2年度委託事業(次世代シーケンサ)について

令和2年度に厚生労働省の委託事業として「戦没者遺骨の次世代シーケンサによるSNP分析にかかる研究事業」を国立科学博物館と契約し、これまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地の遺骨(検体)について、所属集団の鑑定を実施した。

今回、5か所の埋葬地(いずれもロシア連邦)の合計214検体について所属集団の鑑定を行ったところ、105検体が日本人、4検体が日本人の可能性が高い、82検体が日本人ではないと判定され、23検体が判定不能であった。いずれの埋葬地も日本人ではない検体が含まれている。

一方、本鑑定で解析した検体はすでにDNA型情報を用いた戦没者遺骨鑑定(STR分析)で鑑定済の検体であるが、次世代シーケンサによるSNP分析で結果が出ているものの、DNA型情報を用いた戦没者遺骨鑑定(STR分析)では判定できなかった検体、あるいはその逆の検体も散見され、中には双方で結果の異なる検体も見られた。

本年度は委託事業の初年度であり、事業期間が短い中で試行的に取組を行ったこと、且つ過去に抽出済のDNA溶液を主に分析対象としたことの影響も加わり、DNA型情報と次世代シーケンサの双方の方法による所属集団の判定の有効性を確認するためには、さらなる検証が必要である。

次世代シーケンサを用いたSNP分析の実施について（ロシアの9事例、フィリピンの10検体等の鑑定）

別添

収容埋葬地	検体数	経緯	今回、鑑定結果の報告があった埋葬地	鑑定結果
ロシア連邦タンボフ州 第2022特別軍病院モルシャンスク市/ コチェトフカ村墓地	43	令和元年9月19日公表(ロシアの9事例) これまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地		日本人 28 日本人である可能性が高い 1 日本人でない 3 判定不能 11
ロシア連邦ハバロフスク地方 第2収容所・第3支部マンガクト駅地区	94	令和元年9月19日公表(ロシアの9事例) これまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地		日本人 36 日本人である可能性が高い 3 日本人でない 43 判定不能 12
フィリピン共和国	10	令和元年11月15日公表(フィリピンの10検体) これまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、日本人の遺骨ではないとの報告があったもの	(令和3年度実施予定)	
ロシア連邦タンボフ州 第2022特別軍病院コチェトフカ村	2	令和元年12月18日公表 「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘されたもの		日本人 0 日本人である可能性が高い 0 日本人でない 2 判定不能 0
ロシア連邦イルクーツク州 第31収容所第3支部	42	令和元年12月18日公表 「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘されたもの	42検体のうち37検体 (残り5検体は令和3年度実施予定)	日本人 30 日本人である可能性が高い 0 日本人でない 7 判定不能 0
ロシア連邦イルクーツク州 第30収容所リストビチヌイ村	8	令和元年12月18日公表 「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘されたもの	(令和3年度実施予定)	
ツバル国 ヌイ環礁フェヌアタブ島 共同墓地	1	令和元年12月18日公表 「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘されたもの	(令和3年度実施予定)	
ミャンマー連邦共和国 マンガレー管区ピンダレー地区カンアウト村	2	令和元年12月18日公表 「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘されたもの	(令和3年度実施予定)	
ミャンマー連邦共和国 チン州トンザン地区トゥイトゥン	1	令和元年12月18日公表 「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘されたもの	(令和3年度実施予定)	
ロシア連邦クラスノヤルスク地方 第34収容所第9支部	38	令和元年12月18日公表 「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘されたもの		日本人 11 日本人である可能性が高い 0 日本人でない 27 判定不能 0

# 令和 3 年度援護関係予算の主要事項

	【 2 年度予算】	【 3 年度予算】
援護関係予算総額	21,700百万円	20,396百万円
<b>1 援護年金</b>	<b>6,020百万円</b>	<b>5,070百万円</b>
	(受給人員 3,500人)	(3,009人)
<b>2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給</b>	<b>1,069百万円</b>	<b>1,083百万円</b>
支給事務経費の増		
支給対象件数		
・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	約 85 万人	
・戦傷病者等の妻に対する特別給付金	約 6 百人	
<b>3 遺骨収集事業等の推進</b>	<b>3,004百万円</b>	<b>2,764百万円</b>
( 1 ) 遺骨収集事業	2,433百万円	2,151百万円
( 2 ) 海外公文書館の資料収集	17百万円	17百万円
( 3 ) 遺骨の鑑定	521百万円	560百万円
ア 鑑定実施体制の充実	247百万円	276百万円
(新) 分析ラボの設立準備		
・ DNA 鑑定の充実		
イ 戦没者遺骨に関する研究の推進	274百万円	283百万円
・次世代シーケンサによる SNP 分析に係る研究委託		
・形質人類学的鑑定に係る研究委託		
・安定同位体比分析に係る研究		
別途、DNA 鑑定に係る研究を科研費で実施		
( 4 ) 遺骨・遺留品の伝達	33百万円	35百万円

<b>4 戦没者慰霊事業等</b>	<b>5 9 5 百万円</b>	<b>6 2 7 百万円</b>
( 1 ) 全国戦没者追悼式挙行経費	1 6 3 百万円	1 9 5 百万円
( 2 ) 慰霊巡拝等	4 3 3 百万円	4 3 1 百万円
ア 慰霊巡拝	9 8 百万円	9 9 百万円
イ 政府建立慰霊碑の補修等	5 4 百万円	5 3 百万円
ウ 海外・国内民間慰霊碑の管理	2 2 百万円	2 0 百万円
(ア) 海外民間建立慰霊碑	1 0 百万円	1 0 百万円
(イ) 国内民間建立慰霊碑	1 2 百万円	1 0 百万円
エ 慰霊友好親善事業	2 5 9 百万円	2 5 9 百万円
<b>5 昭和館・しょうけい館事業</b>	<b>6 4 6 百万円</b>	<b>6 7 8 百万円</b>
( 1 ) 昭和館	4 7 0 百万円	4 5 9 百万円
( 2 ) しょうけい館	1 7 7 百万円	2 1 9 百万円
<b>6 中国残留邦人等の援護等</b>	<b>9 , 9 8 6 百万円</b>	<b>9 , 8 4 8 百万円</b>
( 1 ) 中国残留邦人等に対する支援等	9 , 8 1 6 百万円	9 , 6 9 0 百万円
ア 支援給付の実施等	9 , 7 7 7 百万円	9 , 6 5 1 百万円
イ 中国残留邦人等の介護に係る環境整備	3 9 百万円	3 9 百万円
( 2 ) 抑留者関係資料の取得及び特定作業関係	1 1 0 百万円	1 1 8 百万円
( 3 ) 戦没者等援護関係資料の移管・整備	6 0 百万円	4 0 百万円

( 百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。 )

# 戦没者遺骨鑑定センター

## 業務内容

### 遺骨の科学的な鑑定

- ・日本人か否かの所属集団判定(形質鑑定、DNA鑑定)
- ・遺族との身元特定

### 遺骨収容に関する技術的事項

### 戦没者遺骨の鑑定に関する研究

- ・最新の技術、研究の実務への応用を目指す

### 諸外国の鑑定機関との共同鑑定

## センターの体制

社会・援護局に設置(令和2年7月16日に大臣伺い定めとして立上げ)

センター長

【専門家の参加する会議】

戦没者遺骨鑑定センター運営会議

所属集団判定会議

身元特定DNA鑑定会議

センター企画運営調整官

企画運営担当

技術調整担当

所属集団判定担当

身元特定担当

分析施設の設置も検討

戦没者の遺骨収集に関する有識者会議

戦没者遺骨鑑定センターの運営を含む遺骨収集事業全般について、定期的に報告し、外部有識者の意見をいただく